

事務 事業名	コード1	75200	【介護会計】住宅改修費助成事業		課	高齢者福祉課		
	コード2				所属班	高齢者班		
					電話番号	62-5350	内線	178
施策 体系	基本方針	3	健やかでやすらぎのあるまちづくり		予算	会計		
	施策	4	高齢者福祉の充実		科目	介護会計		
	施策の展開	3	在宅福祉の充実		根拠	5		
	基本事業	163	住宅改修費助成事業		法令	旭市高齢者住宅改修費助成要綱		

1 現状把握(Do)

(1) 事業概要

① 事業期間	② 事業の内容 ※何をどのようにする事業なのか、市民が理解できるよう記述する、行政用語は使わない
☒ 単年度繰返 ☒ 平成 13 年度～ ☐ 開始年度不詳 ☐ 期間限定複数年度 平成 年度～ 平成 年度まで ※全体像を記述→	要介護及び要支援認定を受けていない65歳以上の高齢者の居住する住宅において、転倒防止のための手すりの取り付けや、つまづき防止のための床の段差解消など、小規模な住宅改修をするために要する経費の一部を助成する。 ※助成金の額:住宅改修費の2分の1 1住宅につき18万円を限度 【業務の流れ】 申請書の提出→申請内容の精査→承認通知書の送付→住宅改修後、申請者より実績に関する書類の提出→提出書類の内容調査→助成金の支給決定通知書の送付および支給手続き

(2) トータルコスト

① 事業費の内訳(25年度の実績)	単位:千円
1.助成金(住宅改修)	2,248
2.手数料(理由書作成)	10
	0
	0
【前年度比増減理由】助成件数減少のため【歳入】地域支援事業交付金(国・県)1,338千円 繰入金446千円	
② 延べ業務時間の内訳(25年度の実績)	単位:時間
1件当たり1時間×14件 = 14時間	

事業費	単位	23年度 (決算)	24年度 (決算)	25年度 (決算)	26年度 (計画)
1.助成金(住宅改修)	千円	1,299	2,806	2,248	3,456
2.手数料(理由書作成)	千円	8	14	10	16
	千円				
	千円				
事業費計(A)	千円	1,307	2,820	2,258	3,472
うち一般財源	千円	262	592	474	729
正規職員従事人数	人	0.01	0.01	0.01	0.01
延べ業務時間	時間	12	16	14	20
人件費計(B)	千円	46	61	53	76
トータルコスト(A)+(B)	千円	1,353	2,881	2,311	3,548

(3) 事務事業の手段・目的・上位目的及び対応する指標

手段	① 主な活動	⑤ 活動指標名	単位	23年度 (決算)	24年度 (決算)	25年度 (決算)	26年度 (計画)
	25年度実績(25年度に行った主な活動) 申請書の受付・内容審査・承認決定・実績報告の受理・報告内容の審査・支給決定・助成金の支給 広報掲載による制度の紹介 26年度計画(26年度に計画している主な活動) 同上申請書の受付・内容審査・承認決定・実績報告の受理・報告内容の審査・支給決定・助成金の支給 広報掲載による制度の紹介	ア 住宅改修助成件数	件	12	16	14	20
		イ 広報掲載回数	回	1	1	1	1
		ウ					
目的	② 対象(誰、何を対象にしているのか)	⑥ 対象指標名	単位	23年度 (決算)	24年度 (決算)	25年度 (決算)	26年度 (計画)
	介護認定を受けていない65歳以上の方が生活する居宅	ア 介護認定を受けていない65歳以上の高齢者数(65歳以上高齢者数-65歳以上要介護・支援認定者数)	人	14,091	14,321	14,780	15,000
目的	③ 意図(対象がどのような状態になるのか)	⑦ 成果指標名(考え方)	単位	23年度 (決算)	24年度 (決算)	25年度 (決算)	26年度 (計画)
	居宅の改修により、転倒等の事故が防止され、家庭内での事故をきっかけとする要介護者の発生が抑えられる	ア 65歳以上の居宅要因が起因の要介護・支援者の割合(65歳以上の居宅要因が起因の要介護・支援者数/65歳以上の要介護・支援者数×100)	%	データなし	データなし	データなし	データなし
		イ 骨折や怪我を起因とした新規要介護・支援認定者数/新規要介護・支援認定者数×100)	%	8.48	9.27	8.89	8.88
上位目的	④ さらに、どんな上位目的に結び付けられるのか	⑧ 上位成果指標名(考え方)	単位	23年度 (決算)	24年度 (決算)	25年度 (決算)	26年度 (計画)
	・在宅で安心して生活することができる ・介護予防の推進	ア 安心して暮らすことができると感じている在宅高齢者の割合	%	未把握	未把握	未把握	未把握
		イ 要介護(支援)認定されていない人の割合	%	86.1	85.4	85.2	85.2

(4) 事務事業の環境変化、住民意見等

① 開始したきっかけは何か?どんな経緯で始まったか?	② 事務事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)はどう変化しているか?開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったか?	③ この事務事業に対して関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が寄せられているか?
介護保険制度導入時において、介護認定されないが支援が必要な高齢者への対応として開始された。	・平成18年4月の介護保険制度の改正により、介護度により要支援1及び2が設定された。 ・高齢者数の増加に比例して助成件数も増えている。	・特になし

事務事業名	【介護会計】住宅改修費助成事業	課名	高齢者福祉課	班名	高齢者班
-------	-----------------	----	--------	----	------

2 評価(Check1)担当者による事後評価

目的 妥当性 評価	① 施策体系との整合性 この事務事業の目的は市の施策体系に結びつくか？意図することが上位目的に結びついているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 結びついている ⇒【理由】 居宅内の危険箇所が改修されることにより、安心して暮らせる家となり、在宅高齢者福祉の充実に結びついている。
	② 対象・意図の妥当性 対象を限定・追加すべきか？意図を限定・拡充すべきか？	☒ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☐ 適切である ⇒【理由】 改修費用に困らない世帯も対象になっており、所得要件等の設定について検討する余地がある。
	③ 行政関与の妥当性 なぜこの事業を市が行わなければならないのか？税金を投入して実施すべきか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 妥当である ⇒【理由】 近隣で本事業を行っている市町村は無い。しかし、住宅改修の負担と、要介護者になった場合のサービス及び介護者の負担を考慮した場合、事業の効果は大きい。また、国で在宅介護推進の方針が出ている中、介護予防として市が関与することは妥当である。
有効性 評価	④ 成果の現状水準 あるべき水準や目標に達しているか？近隣市や類似団体と比較してどうか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 妥当である ⇒【理由】 骨折や怪我を起因とした要介護・支援者の割合は全国平均11.8%※よりも低く、妥当な成果水準であると思われる。※「平成25年国民生活基礎調査」より
	⑤ 成果の向上余地 次年度以降の成果向上が期待できるか？事務事業を取り巻く環境変化等を考慮するかどうか？成果の向上余地はどの程度あるか？	☒ 活動量を増やせば成果は向上する ⇒【理由】 ☐ 活動量を増やさなくても、やり方を工夫することで成果は向上する ⇒【理由】 ☐ 活動量を増やしたり、活動を工夫したりしても、今以上成果は向上しない ⇒【理由】 制度内容の周知徹底を図ったり、通所型運動教室や筋力アップの出前講座の紹介等を行うことで、次年度以降も成果の向上が期待できる。
	⑥ 類似事業との統廃合・連携の可能性 目的を達成するには、この事務事業の他(民間・国県を含む)に方法があるか？ ↓ 他に手段がある場合 (1)具体的にはどのような事務事業か？ (2)類似事業との統廃合ができるか？類似事業との連携を図ることにより、成果の向上が期待できるか？	☒ 他に手段がある ↳ (1) 事務事業名：(介護保険サービスの住宅改修助成、通所型運動教室、筋力アップの出前講座) (2) ☐ 統廃合ができる ⇒【理由】 ☒ 連携ができる ⇒【理由】 ☐ 既に統廃合・連携している ⇒【理由】 ☐ 統廃合・連携ができない ⇒【理由】 介護保険サービスの住宅改修助成は、制度が異なるため、統廃合・連携ができない。 通所型運動教室や筋力アップの出前講座については、PR面で連携することができる。
効率性 評価	⑦ 事業費の削減余地(表面トータルコストの事業費部分) 事業費を削減できないか？(経費の精査、過剰仕様の適正化、回数削減、住民の協力、アウトソーシングなど)	☒ 削減余地がある ⇒【理由】 ☐ 削減余地がない ⇒【理由】 所得要件が設定されれば、対象者が限定され、削減の余地がある。
	⑧ 人件費の削減余地(表面トータルコストの人件費部分) やり方の工夫(業務プロセスの改善など)や臨時職員の活用・委託により、正規職員の延べ業務時間を削減できないか？	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☒ 削減余地がない ⇒【理由】 必要最低限の人員で対応しており、現状以上の削減余地はない。
公平性 評価	⑨ 受益機会・費用負担の適正化余地 事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？	☒ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☐ 公平・公正である ⇒【理由】 市税の課税世帯・非課税世帯を問わず、助成基準が費用の1/2であり、上限も18万円となっている。

3 評価(Check2)担当課長による評価結果と総括

(1) 1次評価者としての評価結果	(2) 全体総括(振り返り、反省点)
① 目的妥当性 ☐ 適切 ☒ 見直し余地あり ② 有効性 ☐ 適切 ☒ 見直し余地あり ③ 効率性 ☐ 適切 ☒ 見直し余地あり ④ 公平性 ☐ 適切 ☒ 見直し余地あり	介護状態にならずに、住み慣れた居宅で生活を続けたいと考える高齢者は多い。効果を数字で表すことの難しい事業ではあるが、継続していく必要がある。但し、対象者の所得要件についての検討や、通所型運動教室や筋力アップの出前講座のPR等の連携を合わせて検討する必要がある。

4 今後の方向性(事務事業担当課案)(Plan)

(1) 今後の事業の方向性(複数選択可) ※2～3年後を目処にした方向性			(3) 改革・改善による期待成果 (廃止・休止の場合は記入不要)																								
☒ 目的再設定 ☒ 事業のやり方改善による成果向上 ☒ 事業のやり方改善による事業費削減 ☐ 受益機会の適正化 ☐ 廃止・休止			☐ 行政関与の見直し ☒ 事業統廃合・連携(関連事業: 通所型運動教室、筋力アップの出前講座) ☐ 事業のやり方改善による延べ業務時間削減 ☒ 費用負担の適正化		<table border="1"><thead><tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">コスト</th></tr><tr><th>削減</th><th>維持</th><th>増加</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="3">成果</td><td>向上</td><td>○</td><td></td><td></td></tr><tr><td>維持</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>低下</td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>				コスト			削減	維持	増加	成果	向上	○			維持				低下			
			コスト																								
		削減	維持	増加																							
成果	向上	○																									
	維持																										
	低下																										
(2) 改革改善案について ※いつまでに、なにを、どうするのか？																											
いつまでに	なにを、どうするのか？																										
①26年度中 ②26年度中 ③所得要件の見直し後	①対象者の捉え方・所得要件設定、助成対象工事の限定、上限額の見直し等を検討する。②助成金支給決定通知時に通所型運動教室や筋力アップの出前講座のPRを行う。③通所型運動教室や筋力アップの出前講座における制度のPRを行う。																										
(4) 改革、改善を実現する上で解決すべき課題(壁)とその解決策																											
①ー1 同様の事業を実施している自治体の事例を参考にして検討を行う。 ①ー2 住宅改修による介護予防効果の分析・検討 ② 特になし ③ 対象者の捉え方・所得要件設定、助成対象工事の限定、上限額の見直し等を行った後に積極的にPRを行うかを判断する。																											